

第1章 文化財復旧の取組

1 文化課の取組

(1) 対応方針と体制

文化課では「被災市町村の負担軽減」と「速やかな文化財レスキュー事業の開始」を令和2年7月豪雨の災害対応方針とした。



図2-1 令和2年度(2020年度)文化課体制図

令和2年7月豪雨の発災当時、文化課の人員は課長、審議員、課長補佐及び課員あわせて34名で、総務班9名、文化財活用班9名、文化財調査班13名の3班体制であった(図2-1)。災害対応の総括は文化財担当の課長補佐が行い、各班の主な担当は総務班が予算や基金、社会教育施設、コミュニティ施設の復旧に関すること、文化財活用班が文化財レスキュー事業(窓口・作業)や民間助成に関すること、文化財調査班が文化財レスキュー事業(作業)や被災文化財に関する情報収集、補助事業に関することであった。被災した文化財に関する個別対応は、文化財の種別毎に文化財活用班及び文化財調査班の各担当を中心に対応に当たった。また、出先機関である県立美術館、熊本県立装飾古墳館(以下「県立装飾古墳館」という。)、歴史公園鞠智城・温故創生館(以下「温故創生館」という。)も文化課と連携して文化財レスキュー事業に取り組んだ。

(2) 文書の発出

令和2年7月豪雨に関し文化課では時宜に合わせて通知文や依頼文、御礼状等18件の文書を発出している(表2-1・2-2)。

発出した文書は、被災文化財の取扱に関するもの、災害対応に関するもの、その他の三つに分けられる。

被災文化財の取扱に関する文書は、発災直後と発災3ヶ月後に市町村に対して発出している。その内容は、災害に伴う文化財保護法の規定の取扱についてである。

また、文化財レスキュー事業等災害対応に関するものは、県関係機関や市町村等に対するものと県民に対するものがある。前者は、事業の周知を図るものや事業への協力を依頼するもの、事業への協力に対する御礼である。後者は、被災者に向けた古文書等の資料の廃棄防止を目的としたお願い文書やチラシである。

その他、令和2年7月豪雨で複数の文化財収蔵施設が浸水し、収蔵資料が水損する事態が発生したことを受け、令和2年10月7日付けで市町村に対し文化財収蔵施設の災害対策に関し注意喚起を図る文書も発出している。この文書では、文化財収蔵施設の災

表2-1 令和2年7月豪雨の災害対応に当たり文化課から発出した文書一覧①

種別※	日付	文書番号	発出先	件名
取 扱	令和2年7月6日	教文第691号	市町村	令和2年7月4日の大雨に伴う復旧工事に係る埋蔵文化財に関する文化財保護法の規定の取扱いについて(通知)
取 扱	令和2年7月6日	教文第717号	市町村	令和2年(2020年)7月4日からの大雨に伴う災害復旧事業に係る文化財保護法125条第1項ただし書の既定の適用について(通知)
対 応	令和2年7月7日		文化財防災ネットワーク事務局	文化財防災ネットワーク事務局へ九博防災担当者の派遣依頼
対 応	令和2年7月8日		市町村	令和2年7月4日の大雨に伴う文化財レスキュー事業への協力について(依頼)
対 応	令和2年7月8日		被災者	古文書等の保存についてのお願い—令和2年7月4日大雨 被災地区の皆様へ—

※ 「取扱」被災文化財の取扱に関する文書、「対応」災害対応に関する文書、「その他」その他文書

表 2-2 令和2年7月豪雨の災害対応に当たり文化課から発出した文書一覧②

種別※	日付	文書番号	発出先	件名
対 応	令和2年7月10日		関係市町村	令和2年7月4日の大雨に伴う文化財レスキュー事業の実施について（通知）
対 応	令和2年7月10日		関係機関	令和2年7月豪雨に伴う文化財レスキュー事業を7月13日（月）から開始します
対 応	令和2年7月13日	教文第741号	県関係課	文化財レスキュー事業に伴う冷凍施設の使用について（依頼）
対 応	令和2年7月29日	事務連絡	市町村	令和2年7月豪雨歴史的建造物被災調査のお知らせ（情報提供）
対 応	令和2年8月7日	教文第905号	市町村	令和2年7月豪雨による被災文化財等の救出・復旧支援のための職員派遣について（依頼）
対 応	令和2年8月11日	教文第918号	市町村	令和2年7月豪雨による被災文化財等の救出・復旧支援のための職員派遣について（依頼）
対 応	令和2年8月28日	教文第1025号	市町村	令和2年7月豪雨による被災文化財等の救出・復旧支援のための機材提供について（依頼）
対 応	令和2年8月28日	教文第1027号	市町村	令和2年7月豪雨による被災文化財等の復旧支援のための職員派遣について（依頼）
対 応	令和2年9月10日	教文第1107号	市町村	令和2年7月豪雨による被災文化財等の復旧支援のための職員派遣の期間延長について（依頼）
その他	令和2年10月7日	教文第1299号	市町村	文化財収蔵施設の災害対策について（通知）
対 応	令和2年10月9日	教文第1315号	関係機関	令和2年7月豪雨における文化財レスキュー事業への物資支援について（依頼）
取 扱	令和2年10月14日	教文第1364号	市町村	令和2年7月豪雨の復旧・復興事業に伴う埋蔵文化財の取扱いについて（通知）
対 応	令和2年10月14日		市町村	令和2年7月豪雨による被災文化財等の復旧支援のための職員派遣について（お礼）
対 応	令和2年12月23日	教文第1955号	市町村	令和2年7月豪雨による被災文化財等の救出・復旧支援について（お礼）
対 応	令和3年3月19日	教文第2631号	関係者	文化財等一時預かり証の交付について
対 応	令和3年3月30日	教文第2750号	市町村	令和2年7月豪雨による被災文化財等の救出・復旧支援について（お礼）

※ 「取扱」被災文化財の取扱いに関する文書、「対応」災害対応に関する文書、「その他」その他文書

害対策として、ハザードマップによる災害危険度の確認、災害リスクが高い収蔵施設からの資料の移動、資料の高層階での保管等を挙げている。

（3）被災市町村負担最小化の取組

ア 連絡窓口の一本化

令和2年7月豪雨の災害対応で新たに取り組み、うまく機能したのが連絡窓口の一本化である。これは、市町村の負担軽減、情報の混乱防止を目的に文化課において被災市

町村毎に1～2名の職員を連絡係として決めたものである。

本県の場合、通常、文化財に関する市町村からの連絡窓口は、文化財の種別毎に異なっており、市町村の職員は相談内容に応じて文化課の連絡窓口を選択する必要がある。しかし、非常時において、内容によってその都度県の文化財担当者を選択し、報告することは市町村にとって負担になると考えられ、熊本地震の経験から被災市町村には各所から様々な問合せが殺到しているとも想定された。そこで、文化課では、被災市町村からの連絡窓口を一つにし、文化財の種別に関わらずいかなる情報も全て各市町村担当の連絡係が報告を受ける手法を取った。小さな取組であるが、文化課への報告・連絡に係る手間を省略することで市町村の負担をある程度抑えることができたと考えている。さらに、県から市町村に対し何度も同じような問合せをすることがなくなると共に市町村から受けた情報を連絡係が整理し共有を図ることで課内での情報の混乱も抑えられた。

なお、被災市町村と文化課の連絡にはソーシャルネットワーク（以下「SNS」という。）を活用した。これは、豪雨後被災地の通信状況が不安定であったこと等が要因であったが、SNSの活用により市町村職員が現地で確認した事項をメールや文書で報告するためにわざわざ職場に戻る必要がなくなり、個人の携帯電話から即時的に写真と共に状況を県に報告することが可能となった。また、県や市町村で関係者が複数人にわたる場合には、LINEのグループ機能を活用することで、一斉配信による情報共有を行うことができた。

イ 文化課職員による現地調査・被災状況の把握

熊本地震の災害対応では、被災文化財の現地調査や文化財レスキュー事業等様々な面で九州各県の文化財専門職員や県文化財保護指導委員をはじめとする関係者や関係機関の協力を受けた。

一方、令和2年7月豪雨の災害対応では、新型コロナウイルス感染症の影響で同様の協力を受けることは困難であった。そのため、文化課では発災3日後に建造物を中心に人吉市・芦北町の現地調査を行い、その後7月22日まで随時文化財の被災状況確認のための現地調査を行った。また、市町村職員のストレスの蓄積や健康状態が懸念されたため、7月中旬には被災市町村を回り担当職員と直接話をする機会を設けた。

ウ 市町村支援

文化課では、発災直後から人吉城歴史館展示資料の救出と応急処置（先行レスキュー）をはじめとした市町村支援を行った。しかし、文化課職員だけでは人員が不足する状況であったため、令和2年7月豪雨の災害対応では、文化財レスキュー事業に係る応急処置等において県内市町村や関係機関等の協力を得ながら、業務を進めた。

また、令和3年（2021年）4月から令和4年（2022年）3月まで、文化課から文化財専門職（考古学）を1年間人吉市へ派遣し、その職員が市町村職員と共に域内の文化財復旧等の業務に従事した。

（4）埋蔵文化財に係る取組

文化課では、令和2年7月豪雨に係る国及び県事業における埋蔵文化財の取扱について調整等を行っている。

国事業では、国土交通省九州地方整備局八代河川国道事務所が所管する人吉出張所新築工事や球磨川水系緊急治水対策プロジェクト（以下「球磨川治水プロジェクト」という。）に伴って令和2年度（2020年度）末から協議・調整及び予備調査等を行っている。特に、球磨川治水プロジェクトに関しては、大規模事業のため令和3年度（2021年度）に踏査を行い、令和5年度（2023年度）から重点的に予備調査を実施している。今後も、準備が整い次第順次予備調査を行い、埋蔵文化財の取扱について協議・調整を行う予定である。

県事業では、県が代執行する球磨村渡地区山口居住エリア整備事業や青井被災市街地復興土地区画整理事業等に伴う予備調査を令和4年度（2022年度）・令和5年度に実施した。予備調査の結果、埋蔵文化財は確認されず県事業に係る埋蔵文化財の対応は終了した。

（５）『熊本県文化財防災マニュアル』の改定

文化課では、熊本地震を契機に防災マニュアルの作成を開始し、令和2年5月に初版を刊行した。刊行後すぐに令和2年7月豪雨が発生したため、市町村や所有者に対しマニュアルの内容を十分に周知する時間を確保することができず、マニュアルを十分に活かすことができなかった。その反省から現在、文化課では研修等の機会をとらえ年1回以上防災マニュアルの周知や文化財防災の啓発を行っている。

また、令和4年度には熊本地震や令和2年7月豪雨で被災した市町村と意見交換会を行い、被災経験を踏まえより現状に沿った防災マニュアルへと改定を行った。

（６）活かされた熊本地震の経験と課題及び今後の展望

熊本地震の災害対応では、九州各県の文化財専門職員や県文化財保護指導委員等をはじめとする県内外の関係者の協力を得ながら様々な対応を進めたが、令和2年7月豪雨の災害対応では先述のとおり新型コロナウイルス感染症による制約を受けながらの対応を取らざるを得なかった。

そのような中であっても熊本地震での経験を活かし、連絡窓口の一本化やSNSの積極的な活用といった新たな取組を実践し、一定の効果を得られた意味は大きい。また、文化課職員による現地調査や被災状況の把握等も熊本地震に比べ速やかに対応することができたと考えている。いずれも被災市町村の負担軽減を念頭に行った取組であったが、それでも様々な情報の収集や現地での対応は地元をよく知る市町村の協力なしには実施することができず、被災市町村に少なからず負担をかけてしまった点は今後の課題である。防災マニュアル掲載の「災害発生時の役割分担¹⁰」を基に県・市町村共に負担が最小限となる災害対応の在り方を今後検討していく必要があるだろう。

また、防災マニュアルの改定については、今後も災害での経験を反映しながら随時改定することで、より現実に応じたものとし、それらに基づいた対応が取れるよう定期的に研修会を開く等の周知と啓発を行っていく必要がある。

¹⁰ 熊本県教育委員会 2024『熊本県文化財防災マニュアル』 熊本県教育委員会：pp. 1-2

2 文化財レスキュー事業

(1) 先行レスキュー

文化課では、令和2年(2020年)7月4日以降、文化財の被災予測等文化財レスキュー事業の実施に向け準備を進めていた。そのような中、7月6日に人吉市及び芦北町から被災した文化財の救出要請が出された。両市町からの要請を受け、文化課では緊急性が高い文化財について文化財レスキュー事業開始前に救出を行うこととした。この取組を「先行レスキュー」と呼んでいる。

先行レスキューは、九州自動車道の通行止めが解除された7月7日に実施した人吉城歴史館展示資料を皮切りに、7月9日に同館展示の稲留家の馬具(熊本県指定重要文化財)や獅子頭等、7月10日に人吉市内の民間所有古文書の救出を行った。

(2) 文化財レスキュー事業

ア 概要

文化財レスキュー事業は、被災文化財等を緊急に保全し、損壊建物の撤去等に伴う廃棄及び散逸の防止を目的とした事業である。平成7年(1995年)の阪神・淡路大震災からの復旧過程において初めて組織的に実施され、平成23年(2011年)の東日本大震災を経て文化庁により事業化された。熊本県では、熊本地震の際に初めて文化財レスキュー事業が行われた。

令和2年7月豪雨では、文化庁が主体となって実施された熊本地震時の文化財レスキュー事業とは異なり、県が主体となり事業を実施した。事業は、事前準備、救出作業、応急処置、保管・管理、返却を一連の流れとし、救出班、応急処置班、待機班の3班編成で取り組んだ(図2-2)。事業の経過は図2-3のとおりである。なお、事業の実施に当たっては、国・県・市町村関係機関をはじめ民間団体や研究者等から協力を受けた。

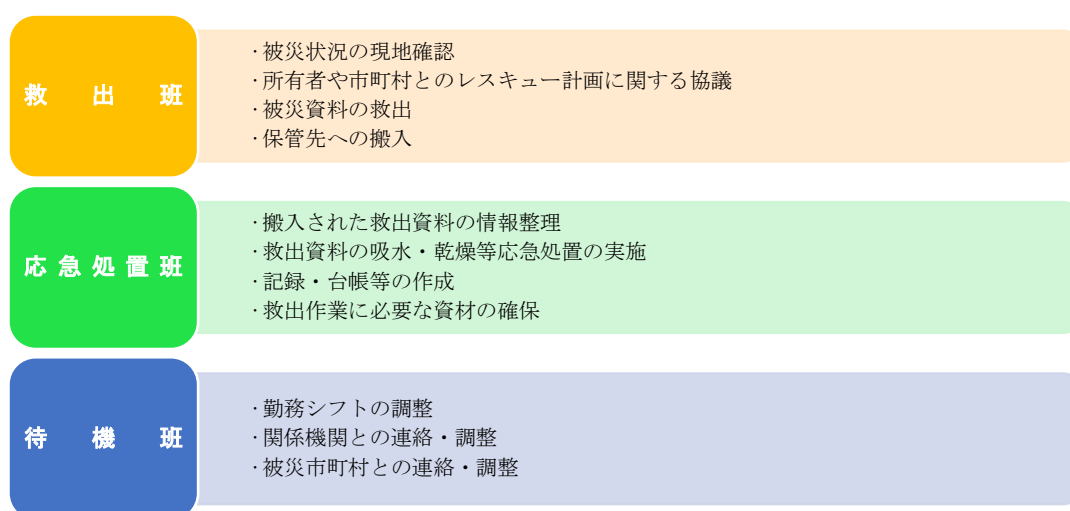


図2-2 文化財レスキュー事業の班体制と主な役割

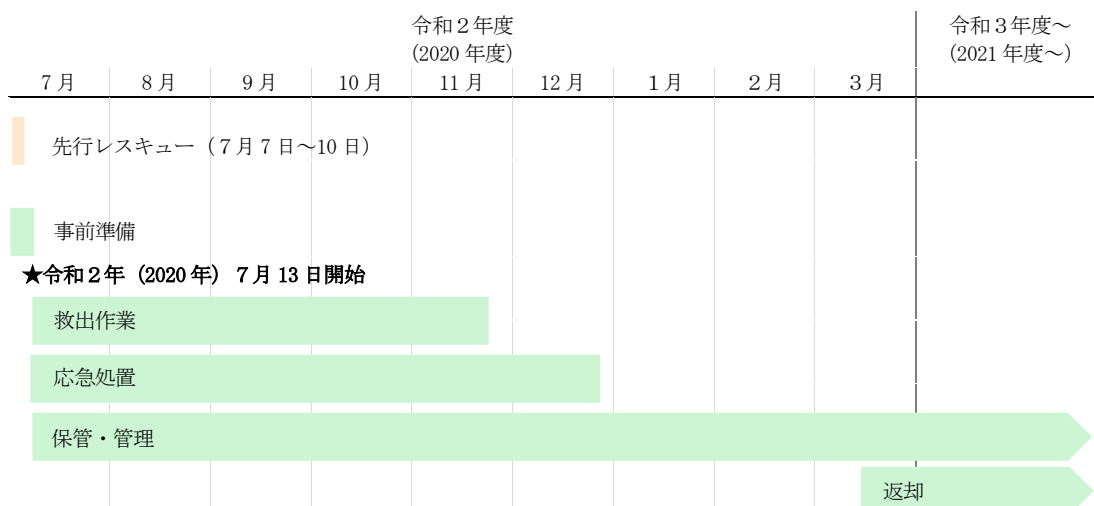


図 2-3 文化財レスキュー事業の経過

表 2-3 文化財レスキュー事業における文化財の救出状況

地域	対象件数	現地確認件数	救出時 (概数)		整理後 (実数)	
			救出件数	救出点数	救出件数	救出点数
八代地域	18 件	18 件	0 件	0 点	0 件	0 点
水俣・芦北地域	28 件	28 件	3 件	65 点	3 件	328 点
人吉・球磨地域	55 件	55 件	14 件	869 点	14 件	1,975 点
合計	101 件	101 件	17 件	934 点	17 件	2,160 点

※ 先行レスキューで救出した資料含む。

※ 旧八代西部文化財収蔵施設から搬出した資料含まず。

今回の文化財レスキュー事業は、発災から10日後に開始した。これは発災3ヶ月後に同事業が開始された熊本地震に比べかなり早い事業の立ち上げであった。ここまで早く事業を開始できたのは熊本地震での経験があったことは言うまでもないが、水損した資料は時間が経過するにつれて被害が拡大するため、早急に被災した資料を救出する必要があると判断し事業着手を急いだためである。

しかし、発災直後は被災者の状況が最優先であるため、文化課では、事業の開始前に被災市町村に対し文化財レスキュー事業実施に関する意向調査を行い、各市町村の首長まで了解を得ることとした。

今回の文化財レスキュー事業で救出した文化財(以下「救出資料」という。)の総数は、17件934点(救出時(概数))である。その後、応急処置に伴い救出資料の整理を行った結果、最終的な総数は17件2,160点((整理後)実数)となっている(表2-3)。

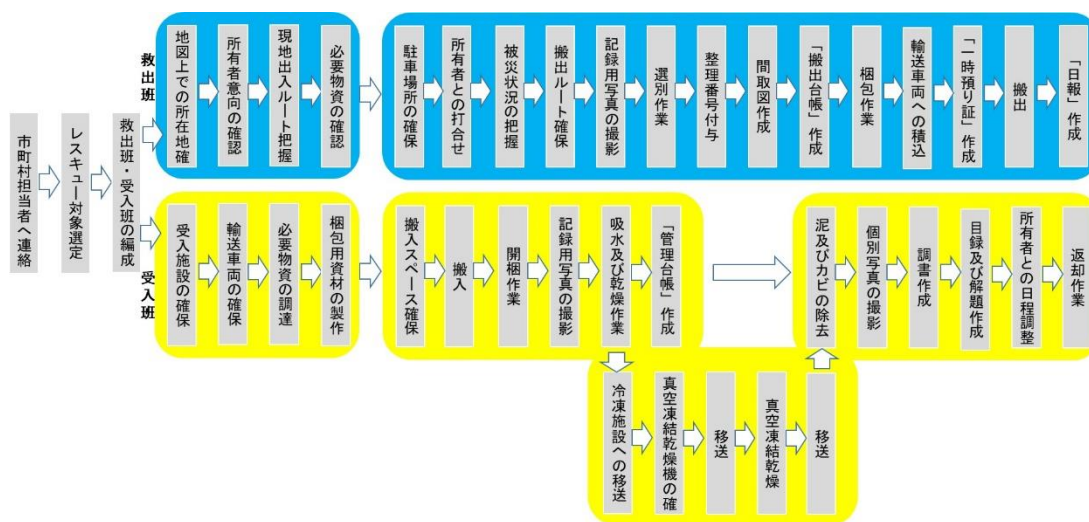
イ 事業の流れ

(ア) 事前準備

事前準備は、文化財レスキュー事業開始までに行われる様々な機関との調整や各種準備を行うものである。

文化課では、はじめに市内や市町村、民間団体、研究者といった関係機関や関係者との連絡・調整を行い、県の古文書・美術工芸品担当の職員を中心に実施体制の整備、救出対象文化財の選定を行った。本来であればこれらがある程度整理できた段階で、救出対象文化財の所在確認、所有者の意向確認、現地出入ルートの把握、必要物資の確認を行うことになるが、発災から事業開始までの時間は短く、実際はそれぞれの作業を並行して行う必要があった。また、文化課では、事業開始に備え「事前準備編」・「搬出作業編」・「応急処置編」からなる『水損資料レスキューマニュアル（以下「レスキューマニュアル」という。）』を作成し、職員間で事業の手順を共有した（図2-4）¹¹。

その他、個人所有の未指定文化財は、文化課作成のリストから漏れている可能性が高く、さらに被災後の片付けによって廃棄される恐れがあった。そのため、文化課では古文書や古書、掛軸、絵画等の廃棄防止を呼びかける周知用の文書やチラシを作成し（図



※ 熊本県教育庁教育総務局文化課 2021『水損資料レスキューマニュアル—令和2年7月4日の水害—』より転載

図2-4 文化財レスキュー事業の流れ

¹¹ レスキューマニュアルの作成に当たり参考とした主なマニュアル等は以下のとおり。

甲斐由香里 2017「熊本博物館の防災対策と安全管理について」『熊本市博物館館報』No.29 熊本博物館 pp. 83-87
 加藤 和歳 2019「被災水損資料を救う」令和元年度文化財レスキュー市民サポーター養成講座 九州歴史資料館
 木川 りか・佐藤 嘉則 2014「シリーズ文化財レスキュー活動3 水損文化財の生物被害と応急処置に向けての取組み」『TOBUNKEN NEWS』No.56 独立行政法人国立文化財機構 東京文化財研究所 pp. 28-29
 高妻 洋成 2018「水損資料の救出から安定化処理概論」水損資料応急処置ワークショップ配付資料 九州歴史資料館・文化財防災ネットワーク事務局（九州国立博物館）
 竹原 明理 2017「熊本地震と被災文化財の救出について——現場作業員の視点から——」『熊本市博物館館報』No.29 熊本博物館 pp. 71-81
 三角 菜緒・萬納 恵介 2018「文化財レスキューマニュアル」『平成29年度文化財防災ネットワーク推進事業 九州国立博物館の取り組み』独立行政法人国立文化財機構九州国立博物館 pp. 41-72
 歴史資料ネットワーク 2017「捨てないで！！水に濡れた歴史資料は乾燥できます！！」歴史資料ネットワーク

2-5)、被災市町村やボランティアセンター等で配布した。チラシは、ボランティアリーダーやボランティア参加の大学生にも配布し、被災者宅等の片付けを行う際に文化財に気を付けてもらうきっかけを作った。ボランティア参加者からは「被災者宅から被災した家具等の撤去を手伝う際に、これまで文化財が含まれるという認識は特になく、とにかく早く片付けすることが被災者の助けになると考えていた。文化財があるという注意を事前に伝えてもらえてよかった。」という声も寄せられた。被災地では、家財等とともに文化財が認識されないまま廃棄されることが多いと言われている。文化財レスキュー事業の呼びかけは市町村や所有者に対し行うことが多いが、被災地の復旧作業を行うボランティア等に周知を図ることも重要である。

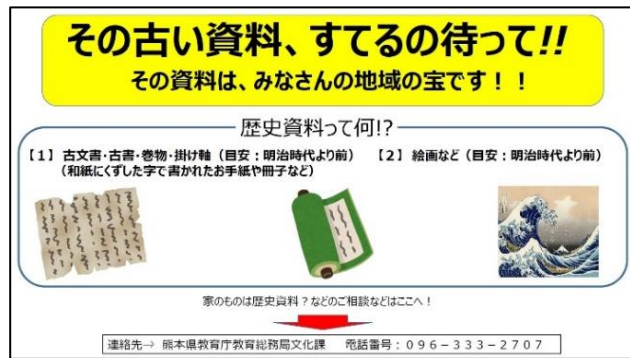


図 2-5 廃棄防止を呼びかけるチラシ



(文化課)

写真 2-1 整理番号を記載した荷札と救出資料

(イ) 救出作業

救出作業は、被災家屋等から資料を救出し、保管場所へ搬入するものである。

文化課では、救出作業に入る前に搬出台帳を整理した上で所有者への連絡を行い、救出日程を決定し、被災者宅へ伺った。

現地では、最初に現状確認を行い資料の選別を行った。選別した資料は、居間や押し入れといった救出場所毎に大まかな整理番号を付し、搬出台帳に整理番号・名称・被災状況等を記録した。また、梱包前には資料の紛失や混乱を防ぐため、搬出台帳と同じ整理番号を記載した荷札と共に写真撮影を行った(写真 2-1)。そして、必要な記録作業が終わった資料は梱包して輸送車両へ積み込み、保管施設へ移送した。

梱包に当たっては、資材に限りがあっただけでなく、水に濡れた資料が大半であったため、通常文化財に用いる薄葉紙や綿布団のほか、ビニール袋・緩衝材・養生テープ等の耐水性のある資材を活用した。梱包後の資料は、搬出しやすいよう段ボール箱やコンテナに入れ荷札を付した。

救出作業は、所有者に「一時預かり証」を交付し、救出資料の返却時に本証と資料を引き換える旨を説明し終了した。

なお、所有者不在の場合には、廃棄防止を呼びかけるチラシと県担当者の名刺を投函した。また、所有者と面会できたとしても豪雨による流出、家財との混在で文化財の所在が分からない場合には、チラシと名刺を手渡しして後日要請があれば再度救出に向かう

対応を取った。なお、現地で被災していないことを確認できた文化財は、所有者に対し今後も大切に保管いただくようお願いを行い救出は行わなかった。

(ウ) 応急処置

応急処置は、保管施設へ搬入された救出資料の被害が拡大しないよう吸水や乾燥等を行うものである。

文化課では、まず、救出資料搬入後に搬出台帳や荷札に記載された情報を整理し、救出資料用カルテを作成した上で速やかに水洗・吸水・乾燥作業等の処置を行った¹²。

作業は、レスキューマニュアルを参考に行うことで専門職以外の職員も一律に作業を進められるよう工夫した。また、処置にあたり判断に迷った場合は、文化庁や国立文化財機構をはじめとする関係機関の専門家に指導・助言を求めた。その他、作業に当たっては平成28年度（2016年度）に県博物館ネットワークセンターが作成した工芸品・美術資料・民俗資料編からなる「レスキューのカルテ作成と応急処置マニュアル」や令和元年度（2019年度）に文化課が実施した「文化財レスキュー市民サポーター養成講座」の資料等も参考にした。

なお、九州歴史資料館の協力により真空凍結乾燥処理を行った救出資料は、令和5年度（2023年度）末から令和6年度（2024年度）にかけて全て文化課で引き取り、現在、県有施設において水洗・吸水・乾燥作業を進めている。

(エ) 保管・管理

保管・管理は、応急処置後の救出資料を所有者に返却するまで管理し、保管するものである。

文化課では、救出資料は全て一つの県有施設で一元的に保管・管理を行っている。

(オ) 返却

返却は、救出資料を所有者へお返しするものである。

文化課では、令和2年度（2020年度）末以降、所有者の意向確認を行いながら随時救出資料の返却を進めている。

所有者の意向確認は、例年4月と秋頃の年2回電話で行っている。意向確認時に現状では受入が難しい旨の回答があった場合は、所有者に対し生活再建の現状と今後の見通し、返却にあたり不安な点等を聞き取っている。

返却が決定した救出資料は、搬出台帳や写真記録を確認した上で返却後の保管にも活用できるよう可能な範囲で中性紙の文書箱やエンベロープで梱包して返却している。返却は、救出作業時にお渡しした「一時預かり証」と引き換えに行い、所有者の方には「返却確認証」にサインをいただいている。なお、相談しやすい関係づくりのため、返却時には市町村文化財職員の立会いをお願いしている。

また、返却時には、救出資料と共に搬出台帳及び写真を所有者に提供し、文化財の内容や価値を説明するようにしている。そうすることによって、地域にとって重要な文化財を今後も大切に保存していただくようお願いしている。さらに、所有者には、救出し

¹² 救出資料種別毎の応急処置の方法は「付編（pp.105-117）」参照。

表 2-4 救出資料の返却状況

令和7年（2025年）3月31日現在

年 度	件数※1	点数※1
救 出 合 計	17 件	2,160 点
令和2年度（2020年度）	1 件	3 点
令和3年度（2021年度）	9 件	502 点
令和4年度（2022年度）	5 件	35 点
令和5年度（2023年度）	5 件	901 点
令和6年度（2024年度）	4 件	180 点
返 却 合 計	16 件	1,621 点
未返却 合 計	6 件	539 点

※1 件数及び点数は、救出後に整理した資料の実数。

※2 救出資料は準備が整ったものから順次返却しており、返却件数合計と未返却件数合計は一致しない。

た古文書の解題をお渡しすることで、資料に対する愛着を育むきっかけづくりも行っている¹³。

ウ これまでの実績

令和7年（2025年）3月31日現在の救出資料の返却状況は表2-4のとおりである。救出した17件2,160点のうち16件1,621点を所有者へ返却した。今後も、所有者の受け入れ態勢が整い次第順次返却を進めていく予定である。

（3）活かされた熊本地震の経験と課題及び今後の展望

令和2年7月豪雨後の文化財レスキュー事業は、「速やかな文化財レスキュー事業の開始」という対応方針のもと、発災2日後に実施を決定し、4日後には先行レスキューを実施した。そして、10日後には市町村の意向確認を行った上で正式に事業を開始した。ここまで速やかに事業体制が整えられたのは、熊本地震の経験が大きかったと言える。

このように速やかに文化財レスキュー事業が開始された一方で、事業に取り組む中でいくつかの課題も明らかとなった。以下、六点に分けて課題を整理する。

まず一点目は、救出対象となる資料の抽出に用いたデータについてである。過去に実施された悉皆調査データと市町村や関係機関等からの情報提供によって救出対象となる資料の抽出は速やかに行うことができたものの、過去の調査データが更新されておらず所在を確認できない資料があった。そのような事態を避けるためにも文化財種別毎の定期的な悉皆調査の実施や日頃からの所有者等への連絡といった対応が必要である。

二点目は、災害に備えた平時からの備えである。レスキューマニュアルや廃棄防止を呼びかけるチラシの作成は、関係機関等からの助言を受けて被災後に着手したため、完成まで相応の日数を要した。より円滑な事業実施のためには平時からマニュアルの整備等が必要である。

なお、令和2年7月豪雨における文化財レスキュー事業の周知に当たっては、チラシの配布のほか、報道機関への情報提供も行った。報道提供を行ったことでテレビや新聞等を通じ広く周知が図られ、報道を見て事業を知った所有者から市町村を介しての問合せやレスキュー要望を受けることもあった。地道なチラシ配布も有効であるが、避難所では常時テレビが放映されていることを考えると、報道を活用した情報提供は災害時における効果的な手段の一つといえる。その他、SNSを活用した発信も有効であろう。

¹³ 救出資料の返却を優先しているため、解題は返却後に作成し所有者にお渡しすることが多い。

三点目は、救出資料を搬入する施設についてである。救出資料の応急処置と保管・管理は当初二つの施設で行っていたが、最終的には一つの県有施設での一元管理を行うことにした。ただ、応急処置と保管・管理に使用している作業部屋は、適切な温湿度管理ができる空間ではなく、室内を空調した上で未処置資料と処置済資料を別置することでカビによる被害の拡大防止を図った。また、夜間に停滞する空気を循環させるため、一時、扇風機の活用を試みたが、ほこりや機材の劣化による漏電の恐れがあったため、結果的には空調と換気のみで室内環境の調整を行っている。水損した資料は脆弱なものが多く、作業に適した施設の確保も必要であろう。

四点目は、職員の健康管理である。救出まで時間を要した水損資料には大量のカビが発生し、中にはヌメリを生じているものやカビが層状に発生しているものがあり、作業時は人体への影響に十分留意する必要がある。また、新型コロナウイルス感染症対策と酷暑が職員に与える疲労も大きかった。そのため、文化課では、シフト制を導入し各自の体調に配慮した業務分担を行った。適切な人員配置により、文化財レスキュー事業は、現在に至るまで大きな事故や二次被害が発生することなく進められている。

五点目は、文化財救出時からの時間経過に伴う課題である。令和2年7月豪雨から5年が経過し、作業の引継ぎが課題となっている。担当する職員の交代時には、資料の保管・管理に混乱が生じやすいため、日頃から複数人体制で作業に当たることが望ましい。

また、被災から年月が経過するにつれて所有者から「保管できない」、「県に寄贈したと思っていた」という声も聞かれるようになった。代替わりにより文化財を所有していることを知らなかった所有者や新たな生活の中での文化財の管理に戸惑う所有者も少なくない。そのため、文化課では救出資料の返却後も市町村や関係機関と共に所有者の相談を受ける機会を設けている。また、所有者に資料の価値を知ってもらう一助となるよう古文書の解題作成を行っている。これは、救出資料の価値を伝えることで所有者に文化財への愛着を持ってもらい、将来的な保護につなげようという取組である。

最後六点目は、人材の育成である。文化財レスキュー事業では、救出作業時の判断や応急処置等において専門知識を有する職員が果たす役割は大きい。今後も県内の美術館、博物館、大学といった関係機関との連携や研修等をとおして、県内文化財担当者や関係機関において文化財に対する知識やノウハウを蓄積し、県全体で充実した体制を構築していくことが望ましい。



関係者打合せ



救出作業



応急処置（襖の乾燥）



応急処置（古文書類の乾燥）



保管状況



返却

（文化課）

写真 2-2 文化財レスキュー事業の様子

3 歴史的建造物に係る取組

(1) 歴史的建造物被災調査

歴史的建造物の被災調査は、現状を把握し復旧への道筋を見出すことを目的に建築士会九州ブロック会によって実施された。文化課は、調査に際し建造物リストの提供や会議への出席時の助言等で協力した。

発災1週間後の7月10日には、公益社団法人熊本県建築士会において九州各県の建築士会同士で結ばれる「建築士会九州ブロック会による被災歴史的建造物被災調査活動員必要な相互応援に関する協定書」に基づき人吉・球磨地方等の歴史的建造物の被災調査を行うことが決定された。その後、7月中旬頃から調査に向けた調整が行われ、8月7日から9日の3日間で外観目視による被害概況調査（一次調査）が行われた。

調査対象は、平成27年度（2015年度）から文化課が取り組んでいた近代和風建築総合調査の対象建物を基に抽出された。なお、調査対象には橋梁も含まれている。

調査は、人吉市・錦町・あさぎり町・多良木町・湯前町・水上村・相良村・山江村・球磨村・八代市・水俣市・芦北町・津奈木町に所在する計156件を対象に実施された。

建築士会九州ブロック会がまとめた報告¹⁴によると、調査対象建物156件のうち57件が何らかの被害を受けていることが明らかとなった。また、被害を受けた57件の約6割

表2-5 令和2年7月豪雨における歴史的建造物の被災状況

	全壊	半壊	傾斜	部分破壊	軽微	不明	被害なし	計
人吉市	3件	11件		8件	2件		12件	36件
錦町					1件		10件	11件
あさぎり町							23件	23件
多良木町							11件	11件
湯前町							14件	14件
水上村							2件	2件
相良村							1件	1件
山江村							9件	9件
球磨村	4件	1件			1件	3件	3件	12件
八代市	7件	6件		3件	2件	1件	6件	25件
水俣市							1件	1件
芦北町		2件			1件	1件	1件	5件
津奈木町							6件	6件
計	14件	20件	0件	11件	7件	5件	99件	156件

※ 「公益社団法人日本建築士連合会球種ブロック会「令和2年7月豪雨災害歴史的建造物被災調査」の報告」（2020）を基に作成。

¹⁴ 公益社団法人日本建築士会連合会九州ブロック会 応援主管県公益社団法人福岡県建築士会 会長 鮎川 透 2020
『「令和2年7月豪雨災害歴史的建造物被災調査」の報告』 公益社団法人日本建築士会九州ブロック会

に当たる34件が全壊・半壊という結果であった（表2-5）。さらに、相良村・山江村と球磨川上流域のあさぎり町・多良木町・湯前町・水上村では被害がなく、球磨川中・下流域の人吉市・球磨村・八代市・芦北町に被害が集中したことが分かる。

この他にも県内研究者等によって歴史的建造物の被災調査が行われ、その情報は適宜文化課に共有された。

（2）国登録有形文化財化支援事業

国登録有形文化財化支援事業は、被災した未指定歴史的建造物の価値を損なわない復旧方法の助言等及び国登録に向けた意見具申書作成等の支援を行うことを目的に令和4年度（2022年度）から文化課で実施している事業である。事業は、「所有者支援業務」・「復旧工事支援業務」・「現地調査業務」・「意見具申書作成業務」の四つからなり、それぞれの内容は以下のとおりである（図2-6）。四つの業務のうち「所有者支援業務」・「復旧工事支援業務」・「意見具申書作成業務」は委託、「現地調査業務」は直営で行っている。

所有者支援業務	・被災建造物所有者からの相談に対する復旧に向けた修復方法等の相談受付 や建築士・施工業者の紹介等
復旧工事支援業務	・被災建造物の現地調査、復旧に係る見積作成及び具体的な設計や工事手法 の内容確認・助言等
現地調査業務	・登録有形文化財意見具申に向けた文化庁現地調査対応
意見具申書作成業務	・復旧した被災建造物の登録文化財化に向けた申請手続き等に係る資料作成

図2-6 国登録有形文化財化支援事業の内容

文化課が把握している事業対象となる建造物は41件で、その内の6件が令和6年度（2024年度）までに本事業を活用している。なお、対象となる建造物は、①第二次世界大戦終結前の建造物、②文化庁が示す登録有形文化財の要件に該当する建造物¹⁵、③令和2年7月豪雨災害で被災した建造物、④民間所有（宗教施設除く）の建造物の四つ全ての項目に該当するものとしている。

¹⁵ 登録有形文化財登録基準（平成8年（1996年）8月30日文部省告示第152号、平成17年（2005年）3月28日文部科学省告示第44号改正）

建造物、土木構造物及びその他の工作物（重要文化財及び文化財保護法第182条第2項に規定する指定を地方公共団体が行っている場合を除く。）のうち、原則として建設後50年を経過し、かつ、次の各号に該当するもの

（1）国土の歴史的景観に寄与しているもの
（2）造形の規範となっているもの
（3）再現することが容易でないもの

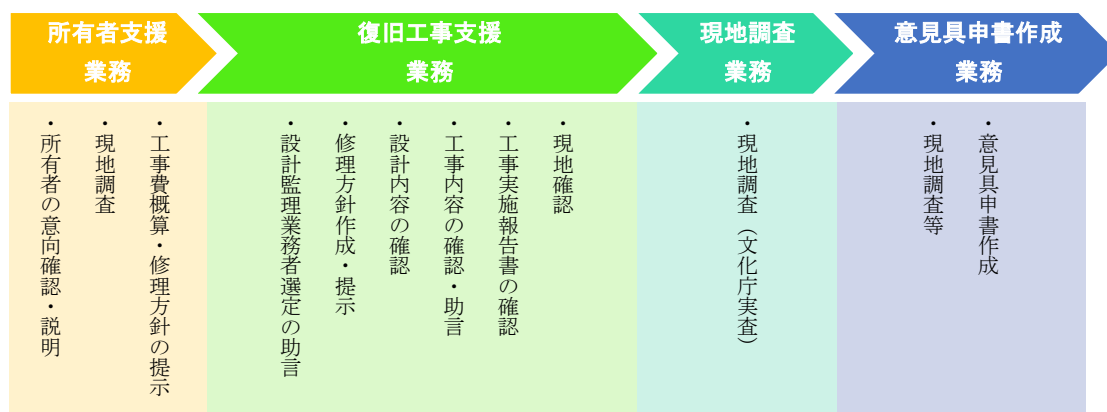


図2-7 国登録有形文化財化支援事業の流れ

（3）活かされた熊本地震の経験と課題及び今後の展望

熊本地震では国主導による文化財ドクター派遣事業が実施されたが、令和2年7月豪雨では熊本地震に比べ被害地域が限定されたこともあり実施が見送られた。そのため、歴史的建造物の被災調査は建築士会九州ブロック会が中心となり文化課が協力する形で実施されることになった。国の文化財ドクター派遣事業が実施されない中で速やかに被災調査を進めることができたのは、建築士会九州ブロック会、文化課共に熊本地震での経験があったからといえるだろう。なお、公益社団法人熊本建築士会では、熊本地震や令和2年7月豪雨といった大規模災害での経験を活かし、災害発生時、迅速かつ円滑に支援を行うために必要な組織体制及び支援体制を具体的に示し、今後の災害に備えると共に復興に向けた被害の最小化を目指すことを目的に「建築士会の災害対応マニュアル」を作成している。

また、国登録有形文化財化支援業務については、県が平成29年度（2017年度）から実施している熊本地震で被災した歴史的建造物を対象にした同様の事業を参考にしており、今回そのノウハウを活かすことができた。ただ、本事業も地震に比べ被災件数が少なかったことから、当初事業の立ち上げは見送っていた。しかし、被災した歴史的建造物保護の観点と市町村からの要望を受け実施することとした。本事業が未指定歴史的建造物の復旧に果たす役割は多く、今後も県、市町村、ヘリテージマネージャー及び所有者で連携して事業を進めていく予定である。

なお、本事業を活用して被災後に国登録有形文化財となった建造物は、後述する球磨川流域復興基金交付金事業（被災文化財（指定文化財及び国登録文化財）復旧支援事業）の対象となる¹⁶。

¹⁶ 「第2部 文化財復旧の取組と情報発信、第3章 文化財復旧等に活用している補助事業、3 球磨川流域復興基金交付金事業」参照

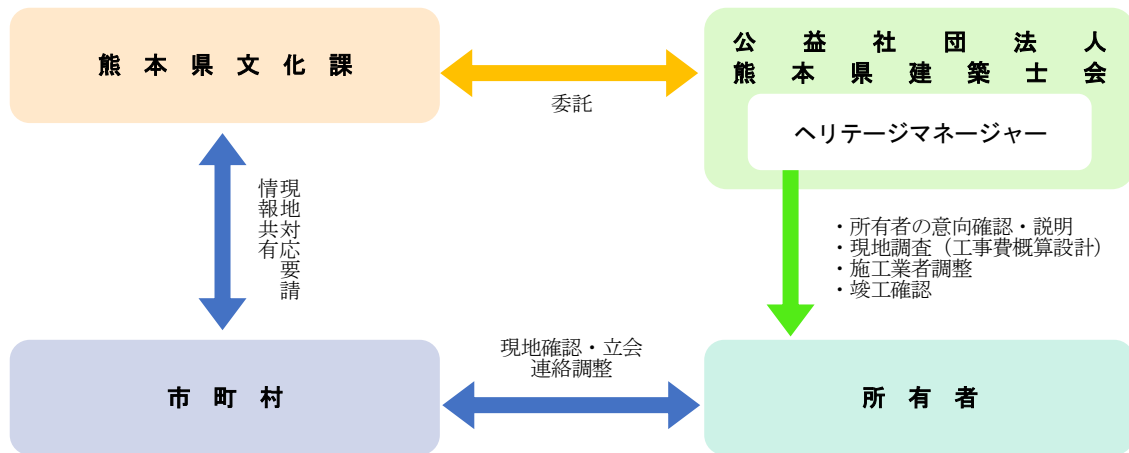


図2-8 所有者支援業務・復旧工事支援業務フロー図

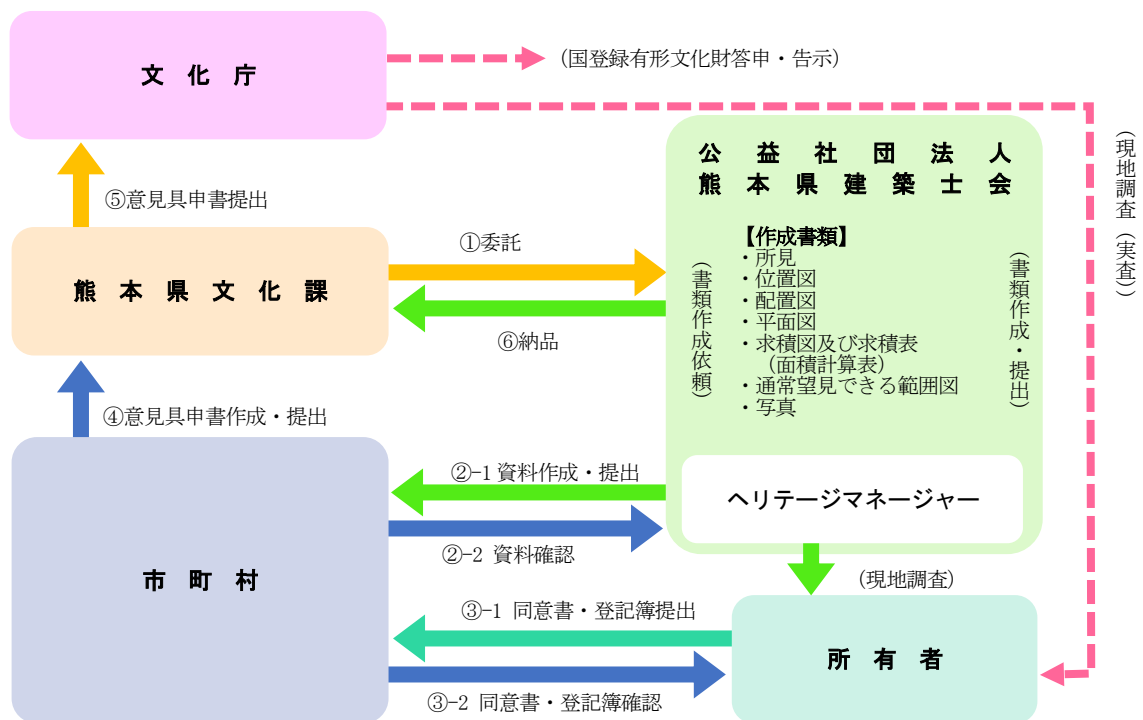


図2-9 現地調査業務・意見具申書作成業務フロー図

